子ども・子育て支援新制度における支給認定の

結果通知に関する取扱いについて（確認同意書）

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費、地域型給付費等に係る支給認定につきましては、子ども・子育て支援法第２０条第６項規定により、申請日から３０日以内に保育の必要性の有無等について結果をお知らせすることになっております。

今回ご申請されます「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」は、保育施設の利用申込みと同時に、短期間かつ集中的に提出されるため、書類の審査に多大な時間を要することを想定しております。このため「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」に対する**結果につきまして**は、同時にお申込みいただいた、「保育園入園申込書」における利用調整（入園選考）結果と合わせ、**１月末から２月上旬に通知をいたします**。

※この確認同意書は「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育園入園申込書」と同時にご提出願います。

※上記内容を同意確認のうえ、ご署名願います。

　　年　　月　　日

　　同意確認された方（申請保護者）の氏名（自筆）